

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**令和2年2月5日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900095 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1900051 号

## 第1 結論

1 請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成24年11月30日から同年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成24年11月30日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年11月30日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成24年11月の標準報酬月額を、26万円に訂正することが必要である。

なお、平成24年11月の訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額24万円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格喪失日が平成24年11月30日となっているが、「雇用保険被保険者離職票－2」の離職年月日は同年11月30日と記載されているので、資格喪失日は同年12月1日になるはずである。

調査の上、平成24年12月1日を資格喪失日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 雇用保険の加入記録、請求者から提出された「雇用保険被保険者離職票－2」（写）、B社から提出された賃金台帳（写）及び源泉徴収票（写）並びに同社の回答により、請求者が請求期間において、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳（写）により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額から、24万円とする必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年11月30日から同年12月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年11月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 上記賃金台帳（写）によると、請求者は、請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる期間において、標準報酬月額26万円に相当する報酬月額の支払を受けていたことが確認できることから、当該期間の標準報酬月額については、26万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額24万円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。